

休館等をしていた市有施設の一部再開について

国による緊急事態宣言の解除を受け、群馬県が「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき「警戒度3」に移行し、休業要請等の緩和を行いました。

本市が休館等を実施している市有施設のうち、警戒度3で再開する施設について、再開する日程が別紙のとおり決まりましたので、お知らせします。

※「緊急事態宣言解除後の市有施設の休館等の取扱いについて」の一部訂正

5月19日に情報提供を行った資料について、一部訂正があります。

2ページ目の「2 市有施設の休館等に関する本市の対応方針」における「警戒度ごとに再開を検討する施設の区分」のうち、「元気21にぎわいホール」の区分を「警戒度2で再開する施設」から「警戒度3で再開する施設」に訂正いたします。

訂正後の資料については、別紙のとおりです。

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 危機管理係

電話 直通 / 027-898-5935